

電波有効利用成長戦略懇談会報告書(案)に対する 規制改革推進会議の意見について

平成30年8月

1. 経緯

電波有効利用成長戦略懇談会の報告書(案)に対し、8月1日(水)に開催された規制改革推進会議において、規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日)で示された項目に関連して「電波制度改革に関する意見」が決定されたもの。

2. 意見の内容

規制改革推進会議「電波制度改革に関する意見」においては、「報告書案は、答申において取り上げた点に対して検討が相当程度なされていると評価できる。しかし、下記の事項(注:次ページ以降参照)については、答申に沿っていない点、不十分な点がみられる。そのため、総務省は、報告書の最終とりまとめまでに下記の事項についてさらなる検討を行うべきである。」とされており、

1. 公共部門の割当て・利用状況の「見える化」
 2. 帯域確保に向けた対応
 3. 割当てに関わる制度の見直し
 4. 経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し
- の4点について意見が示されている。

意見	意見に対する懇談会の考え方(案)
1. 公共部門の割当て・利用状況の「見える化」	
<ul style="list-style-type: none"> 公共部門の周波数の利用状況は、一部不公表とされており、米国に比べ、開示範囲が限定的であると認識している。報告書案では、現在全ての項目が不公表とされている無線局免許の情報について、公表項目として5項目を公表することが検討されているが、米国などを参考に、将来的な周波数利用計画を公表するなど、当該5項目にとどまらず、より詳細な情報開示を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)では、電波利用ホームページの検索システムにおいて公共業務用無線局等の5項目について公表を行うことに加えて、米国及び英国での公表方法を参考に、周波数を軸とした公表を行うことが適当としている。 その公表方法としては、将来的な周波数利用方針である周波数再編アクションプランを表示することが考えられるとしている。 なお、より詳細な情報開示については、公共業務への影響等に配慮しつつ、総務省において必要に応じて検討することが適当である。
2. 帯域確保に向けた対応	
<ul style="list-style-type: none"> 周波数の返上等を円滑に行うために、新たな返上の仕組みを導入することが閣議決定された。しかし、報告書案では、携帯電話事業者に対してのみ是正勧告や返上の措置を講じることとされており、携帯電話事業者以外に対しては同様の措置が取られておらず、制度上のバランスを欠いている。携帯電話事業者に対する制度の検討と併せて、携帯電話事業者以外にも類似の制度を適用することを至急検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等については、一定の周波数帯を一の免許人が専用し、広範囲において多数の基地局が開設されるものであるが、このような無線システムとしての特徴や、技術の進展の早さを考慮して、今後の具体的な制度設計において適切な仕組みを検討することが適当である。 携帯電話等以外のシステムについては、電波の利用状況調査の充実も踏まえ、周波数再編アクションプランの策定や周波数割当計画の変更によるPDCAサイクルを通じ、周波数の返上を含め、システムの高度化、周波数の共用、縮減、移行、再編など適切な対応が取られることが適当である。
<ul style="list-style-type: none"> 新たな周波数ニーズに対応するため、公共部門、民間部門別に確保・共用の目標を設定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の5G実現に向けた周波数帯域の確保については、総務省において、公共用途及び民間用途の周波数再編・共用の目標を立てて取り組んでいるところである。その趣旨を明確化するため、報告書(案)の記載を修正することとする。
<ul style="list-style-type: none"> 周波数移行を促すインセンティブの仕組みの構築については、関係事業者の意向を聞くにとどまっており、十分な検討がなされたとは評価できない。電波の有効利用の観点から、どのような制度設計が最適なのか、諸外国での事例なども踏まえ、至急十分な検討を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等のヒアリングだけでなく、広く報告書(案)に対する意見募集などを経て十分な検討を行ったところであり、新たなインセンティブの導入については、ニーズの顕在化の状態も踏まえて、必要に応じて検討することが適当である。
<ul style="list-style-type: none"> 公共安全LTEについては、報告書案の方向に沿って推進をさらに加速すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)を踏まえ、着実に取組を推進することが適当である。

意見	意見に対する懇談会の考え方(案)
<p>3. 割当てに関わる制度の見直し</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 周波数の割当手法の抜本的見直しや二次取引については、関係事業者の意向を聞くだけにとどまっており、周波数の有効利用の観点から、どのような制度設計が最適なのかについて十分な検討がなされたと評価できない。諸外国の先行事例なども踏まえ、至急十分な検討を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 割当手法の抜本的見直しについては、懇談会において報告・議論された諸外国の事例等を踏まえ、今後の具体的な制度設計において適切な仕組みを検討することが適当である。 なお、オークション制度については、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要がある。 二次取引については、5Gなど新たな周波数利用の進展や周波数共用の一層の促進を踏まえ、具体的なニーズが顕在化した時点において、必要な措置を検討することが適当である。
<ul style="list-style-type: none"> 特に「経済的価値を踏まえた金額を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目を総合的に評価し割当てを決定する方式」については、経済的価値を踏まえた価格競争の要素を含めたメカニズムを盛り込むことが制度設計の根幹である。「経済的価値を踏まえた金額」の評価について、評価全体における配点や順位付けなどその設計次第では、価格競争が実質的にはあまり意味を持たず、制度改革の趣旨を没却する制度になりかねない。価格競争の評価が主たる要素となることを明確にし、競争促進及び新規参入促進の観点から具体的な方針をさらに検討すべきである。また、報告書案では、「新たな割当手法により割当てを受けた事業者が、経済的価値に係る負担額を複数年にわたり分納することも可能となるような柔軟な仕組みを導入することも検討すべきである。」とされているが、政府が事業者から徴収すべき財産が確実に保全される方式を、諸外国の事例も参考にして検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「経済的価値を踏まえた金額を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目を総合的に評価し割当てを決定する方式」については、価格競争の要素についても、制度の趣旨を踏まえた適切な配点等が定められるべきと考える。 具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当である。 また、経済的価値に係る負担額の方納については、諸外国のオークションの落札金でも分納を認めている事例がある。
<ul style="list-style-type: none"> IoTなど無線を使ったビジネスの拡大に合わせて、新たな無線事業者の参入や産業振興が求められるが、免許不要局利用の際に、登録や届出等を求めることは、その内容次第では参入の阻害要因になり得る。登録制による需要調整ではなく、免許不要帯域の拡大を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> IoTなど無線を使ったビジネスの拡大に伴い、電波の利用についても様々なニーズが生じると考えられるが、これまでも電波の利用ニーズに対応して免許不要帯域が拡大されてきたところであり、今後も必要に応じて拡大を検討することが重要である。 そのため、総務省において、電波利用ニーズや利用形態に合わせて、今後具体的に検討していくことが必要である。 なお、従来から、適正な電波利用環境を保つために必要がある場合は登録局制度を活用するなど、免許・登録を要しない無線局と登録局が使い分けられてきたところである。

意見	意見に対する懇談会の考え方(案)
4. 経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 経済的価値に基づく利用料の負担については、「平成29年度以降継続的に検討」することが閣議決定されているところであるが、割当手法の設計と歩調をあわせて引き続き検討を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値を踏まえた新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況等を注視する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料(新たな割当手法により生じる収入を含む)は、必要性の低い支出に充てられることのないよう、電波利用状況調査など真に必要な使途に絞って拡充すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料については、これまでも真に必要な事業のみ実施されているところ。既存施策は実施内容を精査した上で引き続き実施し、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな施策を積極的に実施することが適当である。 新たな割当手法により生じる収入については、Society 5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることとし、制度化に向けて具体的に精査することが適当である。

修正箇所	頁	修正部分	修正内容
<p>第2章 電波利用の将来像と実現方策 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 (1) 周波数長期再編プラン</p>	<p>本文 57頁</p>	<p>注釈</p>	<p>以下のとおり修正。 「※ この目標の実現に当たっては、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(平成30年7月)の携帯電話用周波数確保に向けた考え方を踏まえて、 ①3.7GHz帯及び4.5GHz帯の500MHz幅の確保目標は、公共用途の400MHz幅、民間用途の500MHz幅を対象として周波数再編・共用を行う ②28GHz帯の2GHz幅の確保目標は、公共用途及び民間用途の2000MHz幅を対象として周波数再編・共用を行う このことにより、5Gに必要な帯域を確保していくことが期待される。」</p>